令和８年度　宜野湾市

育英会奨学生募集要項



入学準備金　後期



本会は、優秀な人材で経済的理由によって修学困難な者に対し学資を貸与し、有為な人材を育成することを目的とし奨学生を次のとおり募集します。

対　　象：令和９年４月に大学等へ入学される予定で推薦入試、一般入試等で受験予定の方（令和９年３月２４日までに合格証等の提出可能な方）

受 付 期 間 ：令和８年 11 月２日（月)～令和８年 11 月 30 日(月)17 時 15 分

（土・日・祝日を除く）※期限厳守

問い合せ先：提出先　宜野湾市育英会事務局（宜野湾市教育委員会教育総務課）

TEL（０９８）８９２－８２８０

※願書等は宜野湾市ホームページからもダウンロードできます。

１．採用予定数及び貸与額

採用予定数　若干名（選考あり）

貸　与　額　30 万・40 万・50 万円（いずれかを選択）

２．応募資格・基準

① 学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）第１条に定める大学(大学院及び短期大学を含む。通信制を除く。）又は、同法 124 条に定める専修学校のうち修業年限２年以上の専門課程（以下「大学等」という。）に**入学予定の者**。

② 本市に３年以上住所を有する本市民の子又は３年以上住所を有する者であること。（保護者又は、本人が**令和５年 11 月１日以前**から継続して本市に居住していること。）

③ 学業・操行ともに優秀（成績評定 3.5 以上）であり、かつ、健康であって学資の支弁が困難と認められる者。

④ 貸与した奨学金の返還義務を確実に履行できる者。

３．入学準備金の貸与

① 合格を証する書類等を確認後、順次貸与となります。ただし、**令和９年３月24 日（水）までに所定の手続きが終了しない場合、採用が取消しとなります。**（詳細は「５．採用決定通知」参照）

② 在学中は、在学確認のため毎年度の４月末までに在学証明書を提出しなければなりません。

③ 入学準備金は**無利子**です。

④ 奨学生に住所変更等があった場合は、育英会事務局へ届出をしなければなりません。

⑤ **入学準備金は、一度限りの貸与です。**

４．入学準備金の返還

① 貸与金は学資として貸与されるものであるので、貸与終了後（学校等を卒業又は退学後その他本市育英会の規程に該当する場合）は、速やかに返還しなければなりません。返還金は直ちに学資として後輩に貸与されます。

② 毎月の返還金額は、貸与年額の 40 分の 1 に相当する金額とし、貸与終了６ヶ月後から貸与総額に達するまで返還します。返還金の振込・送金手数料は本人負担となります。

例）50 万円の貸与を受けたときの毎月の返還金額　12,500×40 ヶ月

③ 入学準備金借用証書を連帯保証人連署のうえ提出していただきます。期間内で返還できない場合は、連帯保証人が責任を負うことになります。

５．採用決定通知

① 奨学生の選考は願書等の書類に基づき審議を経て、採用予定数内で決定いたします。**採用の可否については、12 月下旬頃に文書にて通知します。**

② 採用の場合は、合格通知書、誓約書（印鑑証明書・所得証明書を添付）、借用書、振込口座届を期日内にご提出下さい。

・誓約書には 3 人の署名と印鑑、添付書類として印鑑証明書、所得証明書（保護者以外の連帯保証人のみ）が必要になります。

・奨学金の振り込先をゆうちょ銀行口座を指定いたします。口座をお持ちでない奨学生は、ゆうちょ銀行口座開設をお願いたします。

＜奨学生願書記入上の注意＞

※願書は､選考上の大切な資料です。事実をありのまま記入してください。

※奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず､又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明した場合、採用が取消しとなることがあります。

*1 住民となった年月日

住民票謄本の住民となった日を記入してください。

*2 生計を一にする家族(世帯員)について

①生計を一にしている者は、同居、別居を問わず、全員記入する。

②同一の住居に居住している家族は原則として同一世帯員とする。

③次の場合は、同一の住居に居住しなくても、同一の世帯員とする。

ア．父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。

イ．就学又は病気療養のため一時的に別居しているとき。

ウ．別居の祖父母を主として扶養しているとき。

エ．その他、上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

④独立の生計を営む兄姉弟妹、生計を一にしない祖父母、死亡者又は生別したものは除く。

⑤「続柄」は、奨学生からみた関係を記入すること。

⑥「B 就学者」とは、次の学校に在学する者に限る。

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短大を含む）、盲・聾・養護学校及び専修学校。

⑦幼稚園、各種学校（予備校等）に在学する者は「A 就学者を除く家族」に記入。

*3「家庭事情」の欄

奨学金の貸与を希望するに至った事情、願書表面に記載できない事情等を具体的に記入する。特に下記の場合は留意して記入すること。

①「障がい者」とは…身体障がい者・心神喪失者・知的障がい者・長期就床者・放射能被害者に限る

②「長期療養者」とは…出願時現在において、6 ヶ月以上にわたる期間療養中の者、又は療養を必要と認められている者に限る。

③「火災・風水害・盗難等の被害を受けた場合」とは……それらの被害を受けた為、将来支出が増大したり収入が減少したりして、2 年以上の長期にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合に限る。

*4「本人氏名（署名）」の欄　　忘れずに署名ください。（認印可）

*5「連帯保証人」の欄　　「連帯保証人」は本人と連帯して弁済の責任を負います。

①「連帯保証人」2 人のうち 1 人は保護者、又はそれに準ずるものであること。

②「連帯保証人」のもう 1 人は、日本国籍を有し、かつ本県に住所を有する者で、申請者と別世帯であること。

また、所得額の基準として、社会保険等の扶養に入れない程度の収入がある者とする。

（経済的に自立している）総収入 130 万円以上（採用後、印鑑登録証明書・所得課税証明書の提出あり）なお、審査の結果、保証人の変更をお願いすることがあります。

＊保護者以外の保証人は、原則 25 歳以上 55 歳未満の方でお願いいたします。

出願書類（チェックシート）

No.	証明書等	内　容	発行所	✔
1	奨学生願書	・**当会指定様式**（両面になっております。）	－	
2	所得証明書	・**令和 8 年度市県民税所得証明書**を提出して下さい。 ・生計を一にする世帯員全員分。所得無しの場合も提出。 ただし、就学者で所得がない場合は提出不要。 ・中学卒業後に高等学校、専門学校、大学等に在学中のご家族については、在学証明書をご提出下さい。	市役所税務課	
3	住民票謄本	・**本籍の表示があるもの** ・就学により父母の世帯の住民票から転出している場合は、居住先の住民票抄本も併せてご提出下さい。	市役所市民課	
4	推薦調書	・**当会指定様式** 高校生は在学校で発行。 卒業生は直近の卒業校で発行。	在学校または 卒業校	
5	成績調書	・在学生は、３年１学期までの成績調書 ・卒業生は、直近の卒業校での成績調書	在学校または 卒業校	
6	特別控除に係る証明書	・別表１の区分に該当する者で特別控除を希望する方は、次の関係書類を提出して下さい。	－	

別表 *1*　特別控除に係る証明書

区　分	証明書	発行所	✔
障がい者のいる世帯	障害手帳の写し	市役所・福祉事務所	
長期療養者のいる世帯	入院・通院証明書、又は診断書 医療費の領収書の写し	該当病院等	
災害等の被害を受けた世帯	罹災証明書	市役所	

※提出の際には書類がすべて揃っているか、ご確認下さい。

※書類に不備がある場合、または提出期限を過ぎた場合は受付できません。（期限厳守）

メ　モ

【参考　その他類似機関】

◇独立行政法人　日本学生支援機構（ＪＡＳＳＯ）　TEL　0570-666-301

◇公益財団法人　沖縄県国際交流・人材育成財団　　TEL　098-942-9213